平成２７年（フ）第５００１号
大阪市西淀川区姫島４丁目10番17号
債務者　大澤　隆信
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２０１号
大阪府高槻市萩之庄５丁目２番１―303号
債務者　清原　久夫
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３８１号
大阪府八尾市恩智北町４丁目149番地、前住所香川県小豆郡小豆島町二面250番地１
債務者　中塚　昌彦
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３８２号
大阪府八尾市恩智北町４丁目149番地、前住所香川県小豆郡小豆島町二面250番地１
債務者　中塚　伸宏
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３８３号
大阪府八尾市恩智北町４丁目149番地、前住所香川県小豆郡小豆島町二面250番地１
債務者　中塚　文子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９号
大阪市中央区島之内１丁目16番３―602号
債務者　萩原　功幸
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２９号
大阪市此花区西島４丁目２番22―813号
債務者　山下スミコ
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３２号
大阪市城東区新喜多１丁目９番38号
債務者　谷水久美子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５９号
大阪市西淀川区姫島２丁目10番６号
債務者　大澤　正博
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８６号
大阪府四條畷市雁屋南町11番11号
債務者　尾﨑　　渉
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２２号
大阪市生野区勝山北５丁目21番18―605号
債務者　上田登志子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０号
神戸市長田区六番町３丁目３番地の29、従前の住所神戸市兵庫区門口町１番５―1001号
債務者　浅野　律子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１号
神戸市中央区磯上通４丁目１番32―702号、従前の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目19番19―203号
債務者　石原　愼介
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２号
神戸市中央区山本通１丁目６番20号
債務者　髙橋　洋三
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６号
神戸市中央区国香通６丁目１番10号本宮マンション304号
債務者　橋本　良次
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４号
神戸市東灘区深江北町３丁目10番22―201号
債務者　矢吹　慶子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８号
神戸市東灘区岡本１丁目２番27―308号、従前の住所神戸市東灘区甲南町２丁目５番16―1002号
債務者　小村　忠雄
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部